

井川町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

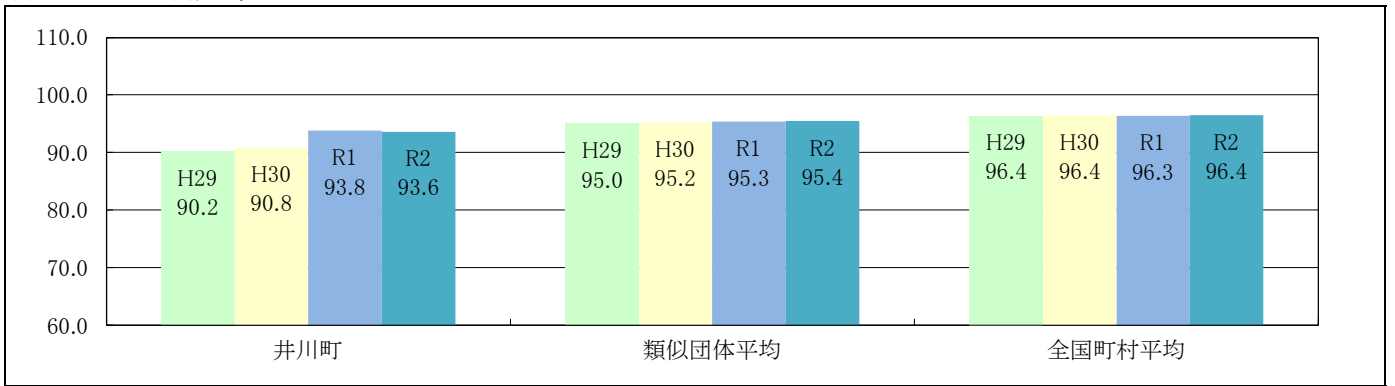
区分	住民基本台帳人口 (令和2年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) H30年度の人件費率
R1年度	人 4,664	千円 2,945,327	千円 217,664	千円 490,670	% 16.7	% 15.7

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
R1年度	人 57	千円 185,198	千円 29,860	千円 67,812	千円 282,870	千円 4,963	千円 5,526

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成31年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や、経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和2年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

①：年代割合を高く占めてきた高齢職員が定年退職期を迎え、若年職員が管理職員に登用されるようになったため。

(4) 給与改定の状況 ※人事委員会を設置していないので、①及び②の掲載はしない。

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
R1年度	円 -	円 -	円 (- %)	% -	% -	%

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間支給 月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
R1年度	月 -	月 -	月 -	月 -	月 -	月

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】 国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

〔実施〕

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容に準じて平均2%引き下げ。激変緩和のため、平成30年3月31日までの経過措置(現給保障)を実施。また、他の給料表についても同様の見直しを実施(医療職給料表(一)を除く)

② 地域手当の見直し

〔地域手当の支給無し〕

③ その他の見直し内容

〔特になし〕

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (R2年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
井川町	37.4 歳	274,050 円	302,322 円	294,734 円
秋田県	43.1 歳	328,100 円	391,492 円	359,392 円
国	43.2 歳	327,564 円	- 円	408,868 円
類似団体	40.7 歳	292,220 円	333,104 円	317,749 円

② 技能労務職

区分	公務員					民間(秋田県)			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 A	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 B	
井川町	*	*	*	*	*	-	-	-	-
うち調理員	*	*	*	*	*	調理士	47.0歳	206,000円	-
秋田県	53.0歳	243人	326,800円	363,220円	343,922円	-	-	-	-
国	50.9歳	2319人	287,283円	-	328,862円	-	-	-	-
類似団体	53.7歳	1人	281,611円	299,543円	292,375円	-	-	-	-

※ 個人が特定できる箇所に関してはアスタリスク(*)で表示している。

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 C	民間(秋田県) D	C/D
井川町	-	-	-
うち調理員	*	2,754,400円	-

※ 民間データは賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成29年～令和元年の3ヶ年平均)

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータはそれぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和2年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当等のすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当を除いたもの)で算出している。

※ 個人が特定できる箇所に関してはアスタリスク(*)で表示している。

(2) 職員の初任給の状況 (R2年4月1日現在)

区分		井川町	秋田県	国
一般行政職	大学卒	181,928 円	181,928 円	182,200 円
	高校卒	149,610 円	149,610 円	150,600 円
技能労務職	高校卒	146,992 円	146,992 円	- 円
	中学卒	- 円	- 円	- 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況 (R2年4月1日現在)

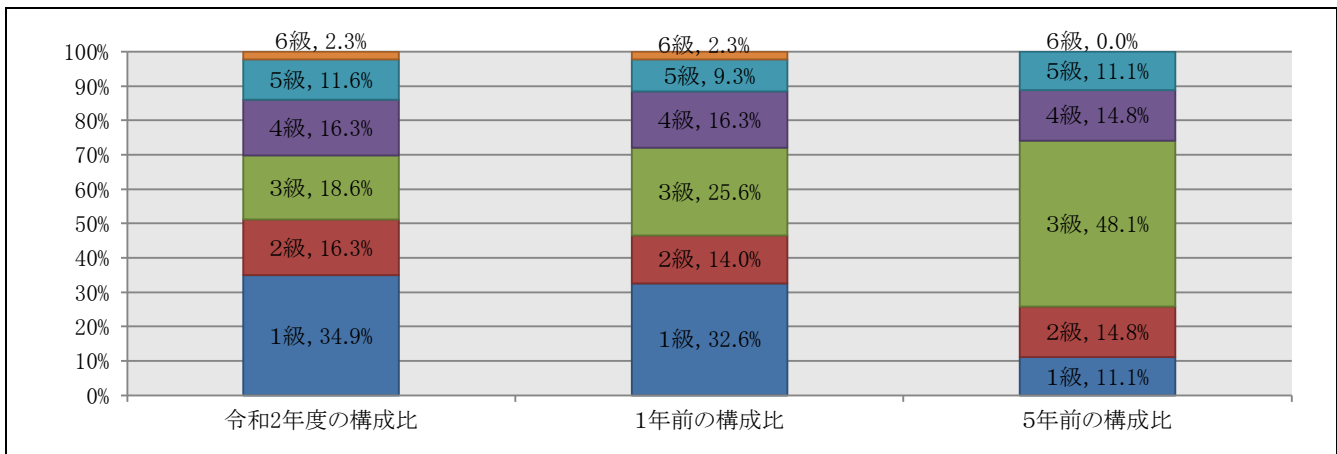
区分		経験年数10～20年	経験年数20～30年	経験年数30年以上
一般行政職	大学卒	269,260 円	338,284 円	— 円
	高校卒	— 円	347,312 円	381,753 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況 (R2年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号級の給料月額	最高号級の給料月額
1 級	主事	15 人	34.9 %	145,079 円	249,283 円
2 級	主任	7 人	16.3 %	195,319 円	306,268 円
3 級	主査	8 人	18.6 %	231,564 円	352,380 円
4 級	課長補佐	7 人	16.3 %	264,788 円	383,590 円
5 級	課長	5 人	11.6 %	290,864 円	395,672 円
6 級	課長	1 人	2.3 %	321,370 円	412,989 円

- (注) 1 井川町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への人事評価の活用状況

令和2年4月2日から 令和3年4月1日までに おける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

井川町	秋田県	国
1人当たり平均支給額 (R1年度) 1,283 千円	1人当たり平均支給額 (R1年度) 1,714 千円	—
(R1年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.75 月分 (1.45)月分 (0.85)月分	(R1年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 1.85 月分 (1.40)月分 (0.90)月分	(R1年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45)月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5%~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 15%~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 10%~25%

(注)「井川町の1人当たり平均支給額」は町長部局で一般行政職給料表適用職員の平均である。

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤務手当への人事評価の活用状況 (一般行政職)

令和2年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	令和3年度より実施予定		令和3年度より実施予定	

(2) 退職手当 (R2年4月1日現在)

井川町				国			
(支給率)	自己都合	応募認定・定年		(支給率)	自己都合	応募認定・定年	
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分		勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分		勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分		勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分		最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	
その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置 2%~45%加算)				その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置 2%~45%加算)			
1人当たり平均支給額 16,025 千円							

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和元年度に退職した職員(全職種)に支給された平均額である。

(3) 地域手当 (R2年4月1日現在)

※当町において、令和2年4月1日現在、地域手当の支給実績はない。

支給実績	(R1年度 決算)		千円
支給職員1人当たり平均支給年額	(" 決算)		円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%

(4) 特殊勤務手当 (R2年4月1日現在)

支給実績	(R1年度 決算)	455 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額	(" 決算)	151,701 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合	(R1年度)	4.55 %	
手当の種類	(手当数)	9	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
防疫等作業に従事する職員の特殊勤務手当	診療所職員等	感染症の患者等の救護作業等に従事したとき	1日につき 200 円
X線検査作業に従事する職員の特殊勤務手当	診療所職員	健康診断に係るX線検査作業に従事したとき	1時間当たり 50 円
往診に従事する職員の特殊勤務手当	診療所職員	往診に従事したとき	厚生労働省令で定めた基準額の医師にあつては80%、看護師等にあつては4%の額を従事した職員の数で案分した額
手術に従事する職員の特殊勤務手当	診療所職員	手術に従事したとき	厚生労働省で定めた手術料金の40%
危険作業に従事する職員の特殊勤務手当	危険作業に従事する職員	危険作業に従事したとき	1日につき 230 円以内
行旅病死人取扱い作業に従事する職員の特殊勤務手当	行旅病死人取扱い作業に従事する職員	行旅病死人取扱い作業に従事したとき	1件につき 1,000 円
夜間看護手当	看護師等	深夜に行われた看護等の業務に従事したとき	1回につき 200 円
診療所の医師、看護師の調整手当	診療所職員	患者を取り扱うとき	取扱患者1件につき、医師にあつては20円、看護師にあつては2円を従事した職員の数で案分した額
保健師の結核接触業務手当	保健師	結核患者家庭を指導のため巡回し接触するとき	1日につき 200 円

(5) 時間外勤務手当

支給実績	(R1年度 決算)	6,959 千円
職員1人当たり平均支給年額	(" 決算)	118 千円
支給実績	(H30年度 決算)	7,617 千円
職員1人当たり平均支給年額	(" 決算)	134 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(R1年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (R2年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (R1年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (R1年度決算)
扶養手当	扶養配偶者 6,500 円 扶養子 10,000 円 扶養その他 6,500 円 ※配偶者なし 9,000 円 ・特定期間加算 5,000 円	同	無	7,674 千円	30,696 円
住居手当	・借家、借間 支給限度額 27,000 円	同	無	2,144 千円	238,222 円
通勤手当	・交通機関等の利用 支給限度額 55,000 円 ・自動車等の使用 支給限度額 24,500 円	同	無	2,723 千円	57,936 円
管理職手当	・行政職給料表5級以上の職員等に支給 1) 診療所長 給料の月額16%の額 2) 課長等で5級以上の職員 25,000 円	異	定率支給	2,708 千円	386,857 円
初任給調整手当	・診療所等に勤務する医師等で欠員補充が困難である職の職員に支給 1年を経過する毎に額を減ずる	同	無	0 千円	0 円
宿日直手当	・宿日直勤務を命ぜられた職員に対し、その勤務の区分により支給 4,400 円～21,000 円	同	無	550 千円	13,415 円
寒冷地手当	・世帯等の区分により11月～3月に支給 1) 世帯主である職員 扶養親族あり 17,800 円 扶養親族なし 10,200 円 2) その他の職員 7,360 円	同	無	3,225 千円	51,190 円
管理職員特別勤務手当	・管理職員が臨時又は緊急により休日等に勤務した場合に支給 1) 診療所長 12,000 円 2) 課長等で5級以上の職員 8,000 円	同	無	0 千円	0 円

5 特別職の報酬等の状況(R2年4月1日現在)

区分		給料月額等		
給料	町長	710,000 円 (円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 840,000 円/ 416,500 円	
	副町長	567,000 円 (円)	705,000 円/ 415,000 円	
報酬	議長	252,000 円 (円)	395,000 円/ 160,000 円	
	副議長	225,000 円 (円)	310,000 円/ 140,000 円	
	議員	212,000 円 (円)	290,000 円/ 130,000 円	
期末手当	町長 副町長	(R1年度支給割合) 3.10 月分		
	議長 副議長 議員	(R1年度支給割合) 3.10 月分		
退職手当	町長	(算定方式) 710,000×在職月数×0.47	(1期の手当額) 1,602 万円	(支給時期) 任期毎
	副町長	567,000×在職月数×0.28	762 万円	任期毎
寒冷地手当	町長 副町長	(内容及び支給) 一般職の職員の例により支給		

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

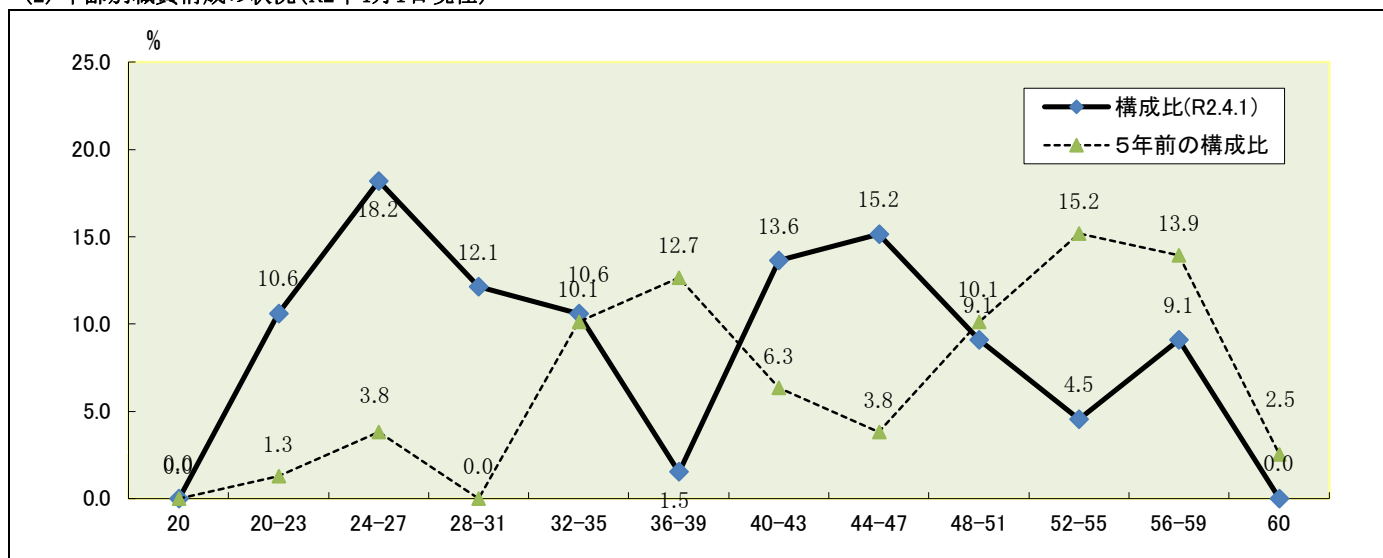
(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		平成31年	令和2年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	1	1		組織体制の見直しによる増 組織体制の見直しによる減 組織体制の見直しによる増 組織体制の見直しによる増 組織体制の見直しによる減
		総務(企画)	13	15	2	
		税務	4	3	△1	
		民生	18	20	2	
		衛生	6	7	1	
農林		6	5	△1		
商工土木		0	0			
計	50	53	3	<参考> 人口1万人当たり職員数 113.64 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 175.84 人)		
	教育部門	7	7			
	消防部門	-	-			
	小計	57	60	3	<参考> 人口1万人当たり職員数 128.64 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 204.18 人)	
公営企業等会計部門	診療所	4	3	△1	組織体制の見直しによる減 勤務条件の改善による増	
	水道	2	3	1		
	下水道	0	0			
	その他	3	3			
	小計	9	9			
合計		66 [116]	69 [116]	3	<参考> 人口1万人当たり職員数 147.94 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(R2年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	7人	12人	8人	7人	1人	9人	10人	6人	3人	6人	0人	69人

(3) 職員数の推移

(各年4月1日現在)

年度 部門別	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年	R2年	過去5年間の増減数
一般行政	37	42	41	49	50	53	16 (△ 5.7%)
教育	8	8	7	7	7	7	△ 1 (0.0%)
消防	-	-	-	-	-	-	-
普通会計	45	50	48	56	57	60	15 (△ 5.0%)
公営企業会計	10	9	10	9	9	9	△ 1 (0.0%)
総合計	55	59	58	65	66	69	14 (△ 4.3%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	人件費 B	総費用に占める 人件費比率 B/A	(参考) H30年度の総費用に 占める人件費比率
	千円	千円	千円	%	%
R1年度	111,902	9,722	15,424	13.8	12.9

区分	職員数 A	給与費				(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村 一人当たり給与額 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	
R1年度	人 2	千円 8,547	千円 1,284	千円 2,827	千円 12,657	千円 5,625	千円 4,963

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、令和2年4月1日現在の人数である。

イ 特記事項
特になし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(R2年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
井川町企業職	42.7 歳	318,875 円	442,216 円
団体平均	44.2 歳	339,529 円	512,723 円
事業者	— 歳	— 円	— 円

(注) 平均月収額には期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

井川町企業職		市町村(一般行政職・団体平均等)	
1人当たり平均支給額 (R1年度) 1,431 千円		1人当たり平均支給額 (R1年度) 1,522 千円	
(R1年度支給割合)	(R1年度支給割合)		
期末手当 2.60 月分 (1.450)月分	勤勉手当 1.75 月分 (0.85)月分	期末手当 — 月分 (—)月分	勤勉手当 — 月分 (—)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 —	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(R2年4月1日現在)

井川町企業職			市町村(一般行政職)		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	— 月分	— 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	— 月分	— 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	— 月分	— 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	— 月分	— 月分
その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置 2%~45%加算)			その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置 —)		
1人当たり平均支給額 — 千円			1人当たり平均支給額 8,861 千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成30年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当 (R2年4月1日現在)

※当町において、令和2年4月1日現在、地域手当の支給実績はない。

支給実績	(R1年度 決算)	千円	
支給職員1人当たり平均支給年額	(" 決算)	円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%

エ 特殊勤務手当 (R2年4月1日現在)

支給実績	(R1年度 決算)	—	千円	
支給職員1人当たり平均支給年額	(" 決算)	—	円	
職員全体に占める手当支給職員の割合	(R1年度)	—	%	
手当の種類	(手当数)	1		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (30年度決算)	左記職員に対する支給単価
危険作業に従事する職員の特殊勤務手当	危険作業に従事する職員	危険作業に従事したとき	0 千円	1日につき 230円以内

オ 時間外勤務手当

支給実績	(R1年度 決算)	446	千円
職員1人当たり平均支給年額	(" 決算)	149	千円
支給実績	(H30年度 決算)	828	千円
職員1人当たり平均支給年額	(" 決算)	414	千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)である。

カ その他の手当 (R2年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (R1年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (R1年度決算)
扶養手当	扶養配偶者 6,500 円 扶養子 10,000 円 扶養その他 6,500 円 ※配偶者なし 10,000 円 ・特定期間加算 5,000 円	同	無	544 千円	246,000 円
住居手当	・借家、借間 支給限度額 27,000 円	同	無	0 千円	0 円
通勤手当	・交通機関等の利用 支給限度額 55,000 円 ・自動車等の使用 支給限度額 24,500 円	同	無	56 千円	45,120 円
管理職手当	・企業職給料表5級以上の職員等に支給 25,000 円	同	無	75 千円	75,000 円
寒冷地手当	・世帯等の区分により11月～3月に支給 1)世帯主である職員 扶養親族あり 17,800 円 扶養親族なし 10,200 円 2)その他の職員 7,360 円	同	無	162 千円	72,036 円
管理職員特別勤務手当	・管理職員が臨時又は緊急により休日等に勤務した場合に支給 8,000 円	同	無	0 千円	0 円